

平成28年第2回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 平成28年6月7日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番	増井 敬史	2番	浅野 勉
3番	大星 成司	4番	森田 瞳
5番	島田 正芳	6番	中本 幸一
7番	植田 英和	8番	岡田 裕明
9番	田中 幹男	10番	福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
統 括 理 事	寺前 高見	総 務 部 門 理 事 兼 総 務 課 長	近藤 善敬
民 生 部 門 理 事 兼 健 康 福 祉 課 長	磯部 あさみ	事 業 部 門 理 事 兼 産 業 建 設 課 長	堀口 善友
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	税 務 課 長	中野 彰宏
住 民 課 長	堀川 雅央	人 権 同 和 対 策 課 長	大星 義博
上 下 水 道 課 長	石橋 史生	教 育 次 長	吉田 一弘
会 計 管 理 者 職 務 代 理 者	吉村 良昭		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	富士 青美	書記	成瀬 博
----------	-------	----	------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1 号：平成 27 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 4 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）について）
- 第 5 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について）
- 第 6 議案第 1 号：安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 2 号：平成 28 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）について
- 第 8 議案第 3 号：平成 28 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について

開 会（午前10時00分）

議長（森田 瞳） おはようございます。

ただいまの出席議員、10名です。定足数に達しておりますので、平成28年第2回安堵町議会定例会を開会いたします。

議長（森田 瞳） これより日の会議を開きます。

西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆様、おはようございます。

初夏のさわやかな風の中、町内では田植えの季節を迎えました。

そのようなお忙しい折ではございますが、平成28年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜りありがとうございます。でございます。

安堵町では町制30周年の記念行事も盛大に挙行することができました。今は町政運営も次のステップに向け、前進しているところでございます。

折しも「10年後のあなたへの手紙」が大好評で、10年後、この手紙が届く頃には、安堵町も町制40周年を迎えることとなります。その時には安堵町をさらに、大きく飛躍させたいと意気込みも新たにしているところでございます。

さてその第一弾として、来る8月5日より9月25日まで奈良県立美術館との連携展示「富本憲吉 憧れのうぶすな展」を開催いたします。富本展は昨年春にも開催したところですが、奈良県からの再要望を受け、富本芸術と奈良県再設置の功労者、今村勤三氏、医学界での功労者、今村荒男氏などとの関わりや人となりを紹介することで、安堵町の歴史と文化の魅力を改め

て紹介する予定でございます。

また、8月7日の日曜日にはNHKでおなじみになっております、「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を安堵中央公園多目的広場において実施いたします。

当日は、安堵町から全国へ向けてラジオ放送が流れます。住民の皆様と共に健やかな汗を流す、さわやかなひとときを過ごしたいと考えております。議員の皆様方にも早朝6時からではございますが、ぜひご参加頂き、盛り上げて頂けますようお願いいたします。

さて、本日、提案させていただきます案件は、平成27年度繰越明許費繰越計算書についての報告が1件、平成28年度補正予算の専決処分の報告が2件、条例改正が1件、平成28年度一般会計補正予算、平成28年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算の合計6件でございます。

それでは、順を追って概要を説明いたします。

報告第1号は「平成27年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告でございます。3月定例会において承認をいただきました、5事業について繰越額が確定したため、報告するものでございます。

報告第2号は「平成28年度安堵町国民健康保険特別会計予算（補正第1号）について」でございます。これは前年度歳入を補てんする目的で、前年度繰上充用金をもって財政処理を行うものでございます。

報告第3号は「平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について」でございますが、前年度歳入を補てんする目的で、前年度繰上充用金をもって財政処理を行うものでございます。

議案第1号は「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」でございますが、子ども子育て支援法施行令の一部を改正されたことに伴い、本条例で定めている使用料の改正を行うものでございます。

議案第2号は「平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）」でありますが、マイナンバーに係るシステムの改修、保育園保育室の空調機故障に係る改修経費、美化センター設備の故障に係る改修経費、奈良県立美術館・安堵町連携展示に係る経費の補正予算でございます。

議案第3号は「安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）」でありますが、これは奈良県で市町村とのシステム運用テストやシミュレーションが実施されることから、本町の基幹業務システムを早急に対応させるための経費の補正予算でございます。

以上、大筋について説明いたしました。細部につきましては、その都度、担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議願ひまして、御承認、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事はお手元に配布しております、議事日程に従い進めて参ります。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録の署名議員は会議規則第120条の規定により、5番島田正芳議員、6番中本幸一議員を指名いたします。両議員には会期中宜しく願ひいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。

本定例会の会期は本日から17日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から17日までの11日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3、報告第1号「平成27年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。本案について説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課富井でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは報告第1号「平成27年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明させていただきます。

3月定例議会におきまして、平成27年度から平成28年度への繰越明許費について御承認いただきました5事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、議会にご報告するものでございます。2枚目、平成27年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

繰越事業につきましては国の地域経済循環創造事業交付金を活用した、富本憲吉生家再生事業、総務省のセキュリティー強化対策に基づく自治体情報システム強靱性向上に係るネットワーク強化対策事業、社会保障番号制度による個人番号カード発行委任事務負担金、年金生活者等を支援する目的の臨時福祉給付金事業、および子ども子育て支援新制度の実施に伴う保育料の負担軽減に係る電算システム改修事業でございます。それでは財源内訳についてご説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名地域経済循環創造事業、金額は議会

におきまして御承認いただきました翌年度に繰越して使用できる限度額でございますが4千350万円。翌年度繰越額、同額の4千350万円を翌年度に繰越させていただきます。この財源内訳でございますが、既収入特定財源1千200万円と未収入特定財源国庫支出金3千150万円をもって充てさせていただきます。

次に、同款、同項、事業名ネットワーク強化対策事業、金額3千581万5千円、翌年度繰越額3千581万5千円を翌年度に繰越させていただきます。この財源内訳でございますが、未収入特定財源として国より交付される560万円と町債560万、残り2千461万5千円を一般財源をもって充てさせていただきます。

次に同款、項3戸籍住民基本台帳費、事業名個人番号カード発行委任事務負担金、金額221万5千円、翌年度繰越額181万3千円を翌年度に繰越させていただきます。この財源内訳でございますが、未収入特定財源として国より交付される181万3千円を充てさせていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名臨時福祉給付金事業、金額2千787万9千円、翌年度繰越額2千787万9千円を翌年度に繰越させていただきます。この財源内訳でございますが、未収入特定財源として国より交付される2千787万9千円を充てさせていただきます。

最後に同款、項2児童福祉費、事業名子ども子育て新制度システム改修事業金額113万4千円、翌年度繰越額113万4千円を翌年度に繰越させていただきます。この財源内訳でございますが、未収入特定財源として国より交付される56万7千円と残り56万7千円を一般財源をもって充てさせていただきます。

合計金額1億1千54万3千円、翌年度繰越額1億1千14万1千円、財源内訳既収入特定財源1千200万円、未収入特定財源国庫支出金6千735万9千円、町債560万円、残り2千518万2千円を、一般財源をもって充てさせていただきます。それでは議案書を朗読いたします。

(総合政策課長による議案書の朗読)

総合政策課長（富井文枝） 次の頁以降の平成27年度安堵町一般会計繰越明許費繰

越計算書につきましては先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。以上5項、御報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。討論を省略し、報告第1号を採決いたします。本案を原案の通り承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。よって報告第1号は原案の通り承認することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 次に日程第4、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成28年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。本案についての説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます。住民課堀川でございます。それでは「専決処分の承認を求めることについて（平成28年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」説明させていただきます。

本補正につきましては、平成27年度安堵町国民健康保険特別会計におい

て単年度収支については600万円程の黒字となりましたが、累積赤字7千175万8千円の不足を補てんするため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成28年度国民健康保険特別会計において、前年度繰上充用金として同額の7千175万8千円の増額補正を行うものでございます。

また平成27年度会計の出納閉鎖までにこれを行わなければならない、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年5月31日の専決処分とさせていただきます。

また同条第3項の規定により、これを報告するものでございます。それでは詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7頁をお願いいたします。

歳出の部、款11前年度繰上充金、項1前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金で7千175万8千円の増額補正でございます。これは平成27年度の国民健康保険特別会計の累積赤字の補てん分でございます。

この財源といたしまして、1頁戻っていただきまして6頁をお願いいたします。歳入の部、款8諸収入、項1雑入、目4歳入欠陥補てん収入で同額の7千175万8千円を充てさせていただきます。以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(住民課長による議案書の朗読)

(住民課長による専決処分書の朗読)

(住民課長による補正予算書の朗読)

住民課長（堀川雅央） 次の頁以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。御審議御承認の程、宜しくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。討論を省略し、報告第2号を採決いたしま

す。本案を原案の通り承認することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。よって報告第2号は原案の通り承認することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 次に、日程第5、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)について)」を議案とします。本案についての説明を求めます。

人権同和対策課長(大星義博) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、大星人権同和対策課長。

(大星人権同和対策課長 登壇)

人権同和対策課長(大星義博) おはようございます。それでは報告第3号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)について)」説明させていただきます。

本補正につきましては、平成27年度におきまして、資金などの回収には鋭意努力をいたしておりますが、歳入欠損が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成28年度予算に繰上充用金として、予算計上するものでございます。なお、出納閉鎖期間が5月31日となっていることにより、専決処分とさせていただきました。

詳細につきましては、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7頁をお願いいたします。

歳出、款3前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金で、平成27年度補充するための費用2千574万1千円の増額補正で

ございます。この財源といたしまして、1頁戻っていただきまして、歳入、
款2諸収入、項2雑入、目1歳入欠陥補てん収入を充てさせていただきます。
それでは、報告書を朗読させていただきます。

(人権同和対策課長による報告書の朗読)

(人権同和対策課長による専決処分書の朗読)

(人権同和対策課長による補正予算書の朗読)

人権同和対策課長(大星義博) なお、次の頁以降の事項別明細書につきましては、
先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。以上で
ございます。御審議の程、宜しくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。討論を省略して、報告第3号を採決いたし
ます。本案を原案の通り決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。よって報告第3号は原案の通り承認するこ
とに決定いたしました。

只今、10時26分です。10時40分まで一時休憩いたします。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時40分 再開)

議長（森田 瞳） 続きますして、再開いたします。

日程第6、議案第1号「安堵町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます。それでは、議案第1号「安堵町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

本改正につきましては、内閣府、文部科学省、厚生労働省等で幼児教育の段階的無償化について協議が進められており、平成28年度から子ども子育て支援新制度として年収約360万未満相当の世帯について従来の多子軽減における年齢制限を撤廃し、これに加えて年収360万円未満相当の一人親世帯等の第1子を半額、第2子以降を無償とするよう子ども子育て支援法施行令の一部が改正されたことにより、当町における1号2号及び3号認定者の保育施設等の使用料を改正趣旨に適合するよう改めるものでございます。それでは詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表をお願いいたします。

別表1についてでございますが、1号認定者、これは新制度適用の幼稚園利用者についての表でございますが、年収約360万未満相当の世帯に該当するのが第4階層まででございますので、第4階層を施行令の基準に合わせ3階層に分割し、住民税所得割額が7万7千101円未満の階層についての一人親世帯の保育施設利用料を現行の半額とし、年齢制限の撤廃につきましては、次の頁でございますけれども、下欄におきまして、1といたしまして従

来の年齢要件を記載し、2といたしまして今回の改正に伴う年齢制限の撤廃等を記載させていただきました。別表2につきましては、保育が必要と認められた2号3号認定者についての表でございますが、1号認定と同様に改めました。

なお、附則におきまして適用を平成28年4月1日とさせていただきます。以上でございます。

議案書を朗読いたします。

(住民課長による議案書の朗読)

住民課長（堀川雅央） 次の頁以降の本文につきましては、先の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。御審議御可決の程、宜しく願いいたします。

議長（森田 瞳） お諮りします。只今議題となっております議案第1号につきましては先般6月2日の議会運営委員会におきまして、協議いたしました結果、条例の一部改正案件であり、文教厚生常任委員会に付託する旨、議会運営委員会で決定されております。

安堵町議会会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。よって本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。委員長宜しく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第7、議案第2号「平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます。

どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは議案第2号「平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」ご説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ1千566万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億984万2千円といたします。

補正理由につきましては、1つ目といたしましては、社会保障税番号制度における厚生労働省関係の平成29年度から開始される中間サーバーを介した情報連携対応業務に係る必要経費を増額補正するものでございます。

2つ目といたしましては、保育園保育室の室外機の故障に係る必要経費の増額補正。

3つ目といたしましては、美化センターの高圧受電設備の故障に係る必要経費の増額補正。

4つ目といたしましては、生誕130年を記念し「富本憲吉展」が奈良県立美術館で開催されることに伴い、依頼のありました安堵町連携展示に係る必要経費の増額補正でございます。

それでは補正予算書7頁をご覧ください。歳出についてでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目6電子計算機費におきまして、中間サーバーを介した情報連携の対応業務委託費419万1千円の増額補正で、国より補助され、残りを繰越金で充当させていただきます。

款3民生費、項2児童福祉費、目3保育園費におきまして、保育園保育室

の室外機の修繕に係る必要経費といたしまして192万4千円の増額補正で
ございます。

次に款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費におきまして、高圧受電設
備の修繕に係る経費として700万円の増額補正でございます。

款6商工費、項1商工観光費、目2観光費におきまして、奈良県立美術館
における安堵町連携展示に係る経費として、展示用経費といたしまして需用
費50万円、運送費保険料等役務費として20万円。次の頁に移っていただ
きまして、パンフレット作成を含む安堵町PR事業として180万円、展示
用機器機材の使用料として5万円の増額補正で、県補助金1/2でございま
す。

次に補正予算書6頁にお戻りください。歳入についてでございます。款1
3国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金におきまして、社会
保障税番号制度システム整備補助金として275万3千円の増額補正でござ
います。

款14県支出金、項2県補助金、目8商工費補助金、県持続的観光力パワ
ーアップ補助金として127万5千円の増額補正でございます。

次に款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、繰越金として
1千163万7千円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

(総合政策課長による議案書の朗読)

(総合政策課長による補正予算書の朗読)

総合政策課長(富井文枝) 次の頁以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説
明と重複いたしますので割愛させていただきます。以上でございます。御審
議、御可決の程宜しく願います。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。これより議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号に賛成の方は御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって議案第2号は原案の通り、可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第8、議案第3号「平成28年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について」を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） それでは議案第3号「平成28年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、国民健康保険制度の改正により、平成30年度に県と市町村との共同運営が開始されるにあたり、国で事務処理システムが構築され、平成28年10月より奈良県と市町村とのシステム運営テストやシミュレーションを実施しなければならず、本町の国民健康保険のシステムにおいてこれに対応するようシステム改修が必要となります。

この改修に要する経費140万4千円を増額補正するものでございます。この経費につきましては、全額国庫負担となる見込みですので、財源につきましては国庫支出金を充てさせていただきます。

それでは詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書、最後の頁、7頁をお願いいたします。

歳出の部、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で、140万4千円の増額補正。これは奈良県と市町村とのシステム運営テストやシミュレーションを実施するための国保システム改修費用でございます。

この財源といたしまして、1頁戻っていただきまして、6頁をお願いいたします。

歳入の部、款2国庫支出金、項2国庫補助金、目3国民健康保険制度関係事務準備事業費補助金をもって、全額充てさせていただきます。以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

（住民課長による議案書の朗読）

（住民課長による補正予算書の朗読）

住民課長（堀川雅央） 次の頁以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御可決の程宜しくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。これより議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。

よって議案第3号は原案の通り可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月17日午前10時開会です。

本日はこれで散会します。お疲れでした。

散 会
午前11時00分
